

平成20年4月28日

各位

株式会社ほっかほっか亭総本部  
代表取締役 青木 達也

### 株式会社プレナスの損害賠償請求棄却判決について

株式会社プレナス（以下「プレナス」といいます。）から提訴されておりました損害賠償請求訴訟について、平成20年4月25日、東京地方裁判所から、プレナスの請求を棄却する判決が言い渡されましたのでご報告いたします。

プレナスは、全国「ほっかほっか亭」が使用している商標類のうちの一部の商標につき商標権者となっていたことから、当社の使用について損害賠償請求訴訟を提起し、当社は、これを受けて当該商標権につき当社に無償の独占的通常使用権が存在することの確認を求める反訴を提起しておりました。

今回の判決では、プレナスの請求は全面的に棄却されました。当社の反訴については、4つの商標権のうち3つについて、当社の無償の独占的通常使用権が認められました。その認定の理由として東京地方裁判所は、使用権設定の合意の存在を挙げていますが、登録番号第4845424号については、その合意より後の出願であるため、当社の無償の独占的通常使用権までは認めなかったものです。しかしながら、無償の独占的通常使用権の対象となっているその他の商標権から派生するデザインロゴにすぎないことから、登録番号第4845424号の商標権についても当社の無償の使用を禁止できないと判断して、プレナスの請求を全部棄却したものです。

#### 1. 訴訟に至る経緯

今回、プレナスが請求の根拠とした商標権は、出願・登録時の法制上やむを得ず、株式会社ほっかほっか亭を商標権者としたものでしたが、プレナスは平成16年3月に株式会社ほっかほっか亭を吸収合併してから、当社にその使用料の支払いを求めるようになり、平成18年12月に本件訴訟を提起したものです。

#### 2. 今後の影響

上記のとおり、今回の判決では、問題となった商標権について当社の無償の独占的通常使用権があることを認め、また、登録番号第4845424号

の商標についても、当社が従来通り無償で使用できることを認めたものです。これにより、当社の展開する「ほっかほっか亭」事業は、今後一部の商標権について当社が保有していないものがあったとしても、そのことに何ら影響を受けずに、これまでと変わることなく、皆様に愛される「ほっかほっか亭」チェーンとして発展していくことが可能です。

今回の判決は当然のことも確認したものであり、また、「ほっかほっか亭」からの離脱を宣言しているプレナスには、もはや控訴する実益もないものと考えておりますが、万一控訴された場合には、これに対応して参ります。

以上